令和３年度介護報酬の改定に伴う加算等の届出の取扱いについて

（令和３年４月１日適用分）

　令和３年度介護報酬の改定に伴う居宅サービス等の介護給付費算定に係る体制等に関する届出の取扱いは、次のとおりですので、ご留意ください。

　1　届出が必要な事業所

　 ・令和3年4月1日から創設される加算（以下「新規の加算」という。）を算定する場合

　　 （既存の加算に変更がある場合も含む）

　 ・現在算定中の加算を変更する場合

　 ・規模区分（通所系サービス）に変更がある場合

　2　届出書類

　 ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

　 ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（令和３年４月版）

　３　添付書類

　 ・新規の加算については現時点では未定です。３月中旬以降、市のホームページに掲載する予定です。

　 ・既存の加算については、各加算ごとに必要な書類を提出してください。

　４　届出書の提出期限

　　・**令和3年4月１日適用分の介護報酬算定に係る届出の提出期限は、令和3年4月1日まで**猶予されます。

　　・新規の加算だけではなく既存の加算（介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇　　　改善加算を含む）の算定及び変更についても、４月１日を提出期限とします。

　５　提出先　高崎市　長寿社会課　福祉施設担当

　６　加算に関する問い合わせ等について

　　・厚生労働省等が公開している関連資料を十分ご確認の上、ＦＡＸでお問い合わせください。

　　・質問内容により個別回答又はホームページ等での回答を予定しています。

※回答までに時間を要することがありますので、あらかじめご容赦ください。

　７　留意事項

　　・届出書の提出後に、今後示される厚生労働省の通知等により、追加の書類等を求める　　　場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

　 ・令和３年５月以降に新たに加算等を算定する場合又は加算等の内容が変わる場合の届　　　出については、通常どおり加算等の算定を開始する月の前月１５日まで（短期入所サービス・特定施設入所者生活介護・施設系サービスは、加算等の算定を開始する月の初日まで）ですのでご注意ください。